

令和2年度 第50期

事業計画書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

令和2年度事業計画

自 令和2年4月 1日

至 令和3年3月31日

1. 釣り指導員養成事業

(1) 釣りインストラクター講習会・資格試験

釣りインストラクター資格取得、登録のための養成講習会及び資格試験を本年度は、下記の3会場において開催する。

・東京会場 ・大阪会場 ・岩手会場

(2) 本年度はフィッシングマスター講習会を開催しない。

2. 釣り指導員再登録事業

釣りインストラクター及びフィッシングマスターの更新該当者に再登録案内を郵送し再登録手続きを行い全国の登録者を把握して今後の活性化を図っていく。

3. 全釣り協・釣り大会事業

“第1回全釣り協・わかさぎ釣りフェスタ”を全国で開催する。

全国各地の予選を勝ち上がった人が3月に山梨県富士河口湖町で行われる決勝戦に参加できる。この事業は全国的に人気の高いワカサギ釣りの大会を通じ、内水面漁業及び冬期の地域観光の振興・活性化を図ることを目的とし大会後には清掃を行う。なお大会の開催を通じ(一社)全日本釣り団体協議会の財務改善を図る。

4. 遊漁船安全対策推進事業（水産庁補助金）

(1) 遊漁船業者等安全講習会の開催

遊漁船業者等の安全意識向上と事故防止。また海事、漁業関係等法令の遵守により遊漁船利用者等の安全確保及び利益保護と漁場の安定的な利用確保のために、専門家の講師による遊漁船業者、遊漁船業務主任者等を対象に安全講習会を全国で開催する。

(2) 派遣指導実施事業

遊漁者に対し、安全及び遊漁に関する規則等の遵守を指導し、マナー、ルール、環境保全、釣り場利用秩序の確保等を周知させるため各種イベント等に釣り指導員を派遣して釣り人を指導する。

(3) 遊漁船業実態調査実施事業

遊漁船事故率の高い地域と事故率の低い地域の遊漁船業の実態等について専門家の大学教授が現地実態調査を行い、事故発生の背景となっている要因について分析を行う。

(4) 漁場環境保全活動事業

遊漁者参加による漁場でのゴミ回収処理及び漁場環境保全についての普及啓発を行う。併せてダイバーによる湖底清掃も実施する。

時期は、令和2年9月から令和3年2月までの期間内にワカサギ釣り大会開催地で行う。開催する場所は、全国13箇所各箇所3回予定している。そのうちダイバーによる湖底清掃を3箇所実施する。

(5) 遊漁安全講習会等検討委員会開催事業

(1)と(2)と(3)と(4)の事業を実施するに当たり、専門委員による遊漁安全講習会等検討委員会を年2回開催し事業実施のための企画及び計画並びに取りまとめと評価を行う。

5. オリジナル商品販売の推進

オリジナル商品であるライフジャケットと名刺、矢口高雄氏デザインのワッペン、ステッカーを全国の会員団体に購入を働きかけ、地元での事業活動に役立ててもらえるようにして販売の促進を図る。

6. 遊漁船業務主任者講習会の開催事業

遊漁船業の適正化に関する法律に規定する遊漁船業務主任者の資格取得又は更新(5か年毎)に必要な遊漁船利用者の安全確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係を確保するため農林水産大臣の承認のもと遊漁船業務主任者を養成するための講習会を年2回東京海洋大学で開催する。

7. 遊漁船業務主任者講習会用書籍販売事業

遊漁船業務主任者講習会のための教材を作成し全国の開催団体・個人等に書籍販売を行う。

8. 釣りインストラクター講習会の新たな取り組みに向けて

釣りインストラクター講習会が行われてこなかった道府県でも開催可能となるように働きかけて全国に釣りインストラクターの活動が行き渡るようにしていく。

※過去10年間に開催された会場

東京、大阪、愛知、岩手、神奈川、山口、長野、兵庫、静岡

9. 遊漁関係組織と積極的な情報交換と事業協力

水産関係、環境関係、海上・国土保安関係官庁との連絡を密にし、釣りに関連する公益法人の行う各種の活動に参加・協力するとともに、全国規模で行われる釣り教室や環境保全のための清掃活動、安全指導イベント等には正会員団体・釣りインストラクター連絡機構が積極的に参加していく。

10. 正会員団体及び遊漁関連団体との事業調整・協力

遊漁に関連する関係省庁・地方公共団体等からの要望伝達の窓口としての役割を果たし正会員はもとより会員以外の釣りクラブや一般釣り人、マスコミからの問い合わせなどにも幅広く対応していく。

1 1. 釣り指導員研修会の開催

釣りインストラクター、フィッシングマスターの資質向上と活性化のため研修会を開催する。全国規模のフィッシングショー等の機会を利用し時宜に即した課題について専門家を招き研修を行う。同時に、全国各地の釣りインストラクター活動について話し合い活性化のための意見交換を行う。

1 2. フィッシングショー会場での広報活動

“釣りフェスティバル2021”の会場に、(一社)全日本釣り団体協議会ブースを開設して広報活動を行う。「全釣り協だより」等を通じて全国で活躍する全釣り協の会員及び釣りインストラクターの活動を紹介することにより広く釣りファンにアピールしていく。

1 3. 公益的活動の社会的理解向上と組織の拡大

釣りは国民の健全なレクリエーションであるとの社会的理解を向上させ且つ、会員自らが当協議会の行う活動が公益的なものであるとの認識を深めていく為に、水産庁及び関連団体との情報交換会等の場へ積極的に参加していく。

“全釣り協だより”(釣りインストラクターニュース)を発行し、ホームページ内容を充実させ、そこから発信される情報によって全国で活躍する会員が活動しやすい環境を醸成していく。